

プラットフォーム経済発展とプラットフォーム労働従事者の権益保障に関する協約

—配達サービス業を中心に—

1.総則

1-1 本協約はプラットフォーム経済の健全な発展とプラットフォーム労働従事者の権益を保障するため、本協約に参加する各主体の役割と努力を規律することを目的とする。

1-2.本協約は消費者の要請に応じ飲食物や生活用品などを供給者から受け取って提示された位置に伝達する配達サービス業を規律する。

1-3.本協約の適用対象は次の通りである。

①「プラットフォーム企業（以下、企業）」とは、配達サービス業の領域における多数の供給者と消費者、配達労働従事者を繋げ、配達サービスに関する効率的な取引行為を促進するシステムとそれを運営する企業の通称である。

②「プラットフォーム労働従事者（以下、従事者）」とは、プラットフォームを介して業務遂行に関する契約を締結し、様々な運送手段を通じて配達サービスの業務を実質的に行うすべての人を指す。ただし、労働基準法（韓国では「勤労基準法」）上における雇用契約を締結して配達サービス業務を行う者は除く。

③「労働組合」とは、従事者が自主的に団結して労働条件の維持及び改善など、経済的、社会的地位の向上を図ることを目的として組織された団体、又はその連合団体を指し、従事者を代表する。

1-4.本協約に参加した企業と労働組合は、信義誠実の原則に基づいて協約事項を実践し、共同の目標を達成するために努力する。労働組合は供給者、消費者、従事者の効用を増進させるというプラットフォームの順機能と企業の経営上の権限を尊重し、企業は従事者が労働組合を自由に結成して活動する権利を保障し、団体交渉の主体として労働組合を尊重する。

1-5.本協約に参加したすべての主体は、配達サービス産業の共生発展において、プラットフォーム企業とプラットフォーム労働従事者だけでなく、配達サービスの消費者、飲食店などの供給者、地域配達代行会社といった利害当事者の利益がバランスよく考慮されなければならないという点で意見が一致し、協約の履行過程においてこれを実践するために努力する。

2.公正な契約

2-1.企業は配達業務における入職要件を明らかにし、従事者はこれに協力する。

2-2.企業と従事者の間における契約は、対等な地位で締結されなければいけないことであり、相

互の権利と義務が容易に理解できるように明瞭に作成する。契約書には、契約の締結と終了に関する一般的事項が明示されなければならない。

- 2-3.プラットフォームを介して業務遂行に関する契約を締結した従事者は、自らが希望する時間と業務を遂行する権利を有する。企業は、従事者が業務を遂行すべき日付や時間を指定せず、望まない業務の遂行を強要しない。
- 2-4.従事者の帰責ないしは規則違反による制裁の根拠と手続は明確にしなければならず、企業は、従事者がその確認を簡単に行うことができるようにする。

3.作業条件及び報償

- 3-1.企業と従事者は、セーフティネット保障の基準となる納税の義務を履行するために相互に努力する。
- 3-2.企業は、従事者が特定業務の受入れを決定する前に、当該業務における作業条件と遂行を通じて得られる報酬に関する情報を、従事者に明確に知らせるとともに、報酬の精算時期に詳細明細を提示する。
- 3-3.従事者は、プラットフォームが提示する政策を遵守し、受諾した業務を効果的に遂行し、ブランドの価値を尊重しながら加盟店と消費者との対面過程において適切なサービスを提供する。
- 3-4.企業は従事者に合理的かつ公正に業務を配分する。企業が経歴、熟練、運送手段、地域、人的特性などの違いによって各従事者が選択できる業務に差をつけて提示する場合、これに関する基準を従事者が分かるようにする。
- 3-5.企業は政府と協力して従事者が自らの専門性を開発できる合理的な教育プログラムを整備するように努める。
- 3-6.企業は、月給制のような正規的な雇用が必要となる際に、従来プラットフォームを介して業務遂行契約を締結し勤務していた従業員を優先採用するために努める。

4.安全と保健

- 4-1.企業は産業安全保健法上における義務を果たし、労災保険への加入を呼びかけ、適切な教育及び保護具の提供、総合保険の案内などを通じて、従事者が業務遂行過程において直面する危険を予防するために努める。
- 4-2.企業と従事者は、配達サービスの安全な遂行において十分な休息の重要性を共に認識し、そ

の実現のため相互に努力する。

- 4-3.企業は、加盟店、消費者が産業安全保健法上の顧客応対における労働者保護措置を認識できるように努め、これに基づき人格的に冒瀆や暴言等から従事者を保護するために努力する。
- 4-4.企業は、配達業務上の紛争が発生する場合に備えたマニュアルを用意し、企業と従事者は紛争が早期に解決できるよう相互に努力する。
- 4-5.企業と従事者は安全かつ正確な配達のために相互に努力し、深夜、酷寒・酷暑、雨天・雪天・強風・路面結氷などの悪天候と感染症の危機発生時には安全対策を講ずる。
- 4-6.従事者は、突発的な危険が発生する場合、すでに受諾した業務であってもその遂行を中断することができる。業務中断が不可避であった状況を事後に従事者によって立証された場合、企業はその従事者に不利益を与えない。
- 4-7.企業は従事者に早く配達するよう圧迫をせず、また従事者の責によらない配達時間の遅延を理由に制裁を行わず、そして危険な速度競争を誘発する政策を展開しない。
- 4-8.従事者は、法律に基づいて定められた義務教育に必ず参加し、それ以外にもプラットフォームが追加で提供する安全教育に誠実に臨む。
- 4-9.従事者は業務を遂行する過程で道路交通法など関連法規を遵守し、安全な走行に格別に留意する。特に、交通事故処理特例法上における12の重過失¹による事故を発生させないようにする。

5.情報保護とコミュニケーション

- 5-1.企業と従事者は、お互いに個人情報保護法などを遵守し、また、顧客の個人情報に関する法律を遵守する。
- 5-2.企業は、従事者が業務遂行過程で経験する苦情を処理するための窓口を設け、誠実に運営する。
- 5-3.従業員は、プラットフォームが提示する業務ガイドラインについて自らの意見を述べる権利があり、企業はそれに適したコミュニケーション窓口を設けて運営する。

¹ 交通事故処理特例法の第3条には、保険加入の可否と関係なく刑事処罰が科されるが、12重過失は次のとおりである。①信号違反、②センターラインオーバー、③制限速度より20kmオーバー加速、④追い越し方法、追い越しの禁止時期や禁止場所または割込み禁止違反、⑤鉄道踏切違反、⑥横断歩道における歩行者保護義務の違反、⑦無免許運転、⑧飲酒運転、⑨歩道侵犯、⑩乗客墜落防止義務の違反、⑪子ども保護区域安全運転義務違反、⑫転落等防止措置義務違反運転。

5-4.企業は、従事者の業務遂行契約が終了した後も、一定の期間、勤務した事実、期間、報酬といった自らの勤務記録に、従事者がアクセスし活用できるようにする。

6.今後の課題

6-1.本協約に参加した企業と労働組合は、協約事項の趣旨と原則を維持し、実践し、発展させるために常設協議機構を運営する。

6-2.常設協議機構の構成は、本協約に署名した企業と労働組合、公益専門家の協議を通じて決定する。本協約の最初締結後に署名に参加した企業と労働組合の参加も保障する。

6-3.常設協議機構は、次の事項を扱う。

①協約事項の相互履行の確認及び、協約の解釈上の紛争に関する協議と調整

②協約事項以外にも企業と労働組合の間で葛藤が発生する時、これに関する協議と調整

③産業発展と従事者の権益保護に関する議論

ア.配達料の基準と体系改善のための方案の策定:安全運行、走行原価、市場条件など

イ.プラットフォームの合理的かつ公正な業務配分に関するサービス政策、技術的要素など

ウ.配達サービス分野における職業訓練インフラ及び協力プログラムの構築

④協約事項と関連した制度改善課題に関する政府との協力

⑤その他、配達プラットフォーム産業及び労働生態系の健全な発展のための議論

6-4.常設協議機構の構成、案件、運営方式などに関する詳細事項は、協約に参加した企業と労働組合が合意した別途の規則で定める。

6-5.常設協議機構は、本協約の締結後3ヶ月以内に設置して運営する。

本協約に参加した全ての主体は、次の制度改善課題に合意し、政府に建議する。

- 1.政府は、プラットフォームを介した業務遂行に関する契約を締結しサービスを提供する様々な形態の労働実態を調査し、類型を分類して、彼らの権益を保護するための法・制度的改善策を設ける。
- 2.政府は配達プラットフォーム労働者の安全と権益を実質的に増進できる多様な政策を設けて執行する。
 - ・ 二輪車総合保険に関連する合理的な水準の保険料設定のための画期的な改善策
 - ・ 配達サービスの遂行のための必須的な費用構造を把握し、安全運行、市場環境などを考慮した適正な配達料の根拠
 - ・ 二輪車の修理及びリース市場における不公正行為についての実態把握及び標準工賃費の検討
- 3.政府はプラットフォーム労働者を包括できるセーフティネットの体系を設け、死角地帯を解消する。
 - ・ 雇用保険及び労災保険制度の拡大・改編
 - ・ 労災保険の加入率向上のための適用除外及び専属性基準の画期的改善
 - ・ 正確な所得把握と社会保険徴収のための国税庁など関連省庁の役割強化
 - ・ 様々なタイプのプラットフォーム労働者を社会的に保護するためのオン・オフ方式など、様々な形態の社会保険加入・徴収・保障システムを整備する。
- 4.政府はプラットフォーム労働者のための新たな職業訓練及び雇用サービスの方案を用意する。
 - ・ 雇用安定性のための職業訓練制度など拡大・改編
 - ・ プラットフォームサービスに適した職業訓練インフラ及びプログラムの整備
 - ・ プラットフォーム労働者に対する職業訓練費用の支援
- 5.政府は、国会と協力して配達サービス業に関する法律を制定する。
 - ・ 配達サービスの法的定義、支援・育成及び監督根拠を含む法律の制定及び執行
 - ・ 地域別に所在する配達代行業者に対する登録と管理策の用意
- 6.政府は本協約に参加し遵守するなど、配達サービス業の健全な発展に努力する企業を支援し、市場秩序を歪曲したり法制度を遵守しない企業を取り締まる。
- 7.政府はプラットフォーム経済発展とプラットフォーム労働者の権益保障に関連した経済・産業・雇用・労働など関係省庁の所管業務分掌を明確化し、本協約に基づいて運営される常設協議機構との一元化されたコミュニケーション体系を設ける。